

くらしの 情報

Calendar
2011

8

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

☎ 問い合わせ先 ☎

- 鞍手町役場…42局 2111 番
(FAX…42局 5693 番)
- 中央公民館…42局 7200 番
● 教育課…42局 7200 番
- 歴史民俗資料館…42局 3200 番
● くらじの郷…42局 8811 番
- 社会福祉協議会…42局 7800 番
● 上下水道課…42局 0408 番
- 中央浄水場…42局 0417 番
● 町立病院…42局 1231 番
- 鞍寿の里…42局 1233 番
● 鞍手駅…42局 0980 番
- 火災の発生状況…32局 3211 番

税金



今月の納税 (8月)

- 町県民税—第2期分
 - 国民健康保険税—第3期分
- 納期限は8月25日(木)です。納期限を過ぎると

督促状を送付します。督促手数料は一通につき百円です。

● 問い合わせ 役場税務 住民課税務班まで

自営業者の皆さん
個人事業税の
納期限は8月31日です

個人で事業を営まれて

いる皆さん。個人事業税の第一期分の納期限は8月31日(水)です。県税は、住みよいまちづくりのための貴重な財源です。忘れずに納めましょう。なお、個人事業税の納付には、口座振替が利用できます。振替開始は、手続きをした月の翌々月から

● 問い合わせ 福岡県飯塚・直方県税事務所課税第一課 ☎(0948)23局4111番まで

税金の納付は
安心・便利で確実な
口座振替で

個人が納める町税は、

農耕作業用自動車 小型特殊自動車の 登録はお忘れなく!!



軽自動車税は、地方税法に基づき、軽自動車等に対し、4月1日現在の所在地の所有者に課せられる税金(地方税・普通税)です。

- 対象となる軽自動車等 ①原動機付自転車 ②軽自動車 ③小型特殊自動車 ④二輪の軽自動車 ⑤二輪の小型自動車

小型特殊自動車の登録は義務化です

小型特殊自動車(トラクター、フォークリフト)とは、自動車の区分の中で特殊な用途のために特殊な形状構造をした自動車で、運転席と作業機の操作台が同じもので、大型特殊と小型特殊に分かれます。また、小型特殊自動車で一般の公道を走る場合は自賠責保険に加入する必要があります。

● 登録に必要なもの 販売証明書または譲渡証明書(車名、車体番号、排気量等の記載があるもの)、印かん

● 問い合わせ 税務住民課税務班まで
軽自動車税種別区分による年税額 (単位:円)

区 分		年税額	
原動機付自転車	総排気量	50cc以下 1,000	
		50ccを超え90cc以下 1,200	
		90ccを超え125cc以下 1,600	
軽自動車	二輪(125ccを超え250cc以下のもの)	2,400	
	三輪(660cc以下のもの)	3,100	
	四輪(660cc以下のもの)	乗用	営業用 5,500 自家用 7,200
		貨物	営業用 3,000 自家用 4,000
	小型特殊自動車	農耕作業用	1,600
その他		4,700	
二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		4,000	

- 必要なもの 納税通知書、通帳、通帳登録印
- 取引金融機関 直轄農協、福岡ひびき信用金庫、福岡銀行、西日本シティ銀行、郵便局
- 振替日 毎月25日(金融機関が休みの場合は次の営業日)
- 問い合わせ 役場税務 住民課税務班まで



相談



西村弁護士
無料法律相談

西村浩二弁護士による無料法律相談が行われます。受付は7人までです。

● とき 8月10日(水)

▽ 受付(順番の抽選)
■ 午後0時45分から
■ 相談 午後1時から4時まで

● ところ くらじの郷
● 問い合わせ 社会福祉協議会まで

一人で悩む前に:
心配ごと相談へようぞ

直方法務局の職員、人権擁護委員、行政相談委員の皆さんが、あなたの

あなたの資格とヤル気町のために活かしてみませんか



鞍手町職員採用試験を行います

鞍手町では、次のとおり職員の採用試験を行います。

- 試験日(第1次) 平成23年9月18日(日)
- 試験会場 鞍手町中央公民館
- 採用予定人員 ▷看護師=5人程度▷管理栄養士=1人程度▷作業療法士=2人程度▷言語聴覚士=1人程度
- 受験資格 ▷看護師=昭和27年4月2日以降に生まれた人で、看護師の免許を持っている人(平成24年3月31日までに免許取得の見込みがある人を含む)▷管理栄養士・作業療法士・言語聴覚士=昭和27年4月2日以降に生まれた人で、各職種の免許を持っている人
- 申込用紙の配付 ▷役場=役場総務課人事班で配付(土・日・祝日は除く)。時間は午前8時30分から午後5時15分まで(木曜日は午後7時まで)▷郵送=採用試験申込書請求と朱書きした封筒に120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号・A4サイズが入る大きさ)を同封し、請求してください
- 受験手続き ▷受付期間=8月12日(金)まで(土・日・祝日は除く)。時間は午前8時30分から午後5時15分まで(木曜日は午後7時まで)▷受付場所=役場総務課人事班▷郵送受付=採用試験申込書在中と朱書きした封筒に必要書類と80円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封して申し込んでください(8月12日必着)。試験案内は、町ホームページ(<http://www.kurate.fukuoka.jp>)からも確認することができます
- その他 試験会場と採用予定人員は変更になる場合があります
- 問い合わせ 役場総務課人事班(〒807-1392 鞍手町大字中山3705番地)まで

- 問い合わせ 詳しいことは、福岡県市町村支援課行政係☎(092)6433073番まで
- 受付期間 ▷郵送=8月1日(月)から9月2日(金)まで(インターネットによる申し込みの場合の締め切りは8月30日(火)の午後5時まで)
- 配布場所 ▷窓口配布=福岡県庁、北九州・筑豊・筑後・京築の県民情報コーナー及び福岡県行政書士会
- 願書配布期間 ▷郵送配布=8月1日(月)から9月2日(金)まで、インターネットによる申し込みは<http://www.gyosei-shiken.or.jp>から

- とき 8月25日(木)▷受付=午後0時45分から▷相談=午後1時から3時まで
- ところ くらじの郷
- 問い合わせ 社会福祉協議会まで
- 今月の補聴器相談日 8月の補聴器相談が次のとおり行われます。●役場福祉人権課での相談▷とき=8月5日(金)午後1時から2時まで(九州補聴器センター)▷とき=8月11日(木)午前11時から正午まで(九州リオン)▷とき=8月18日(木)午後1時から2時まで(あさひ補聴器)▷とき=8月24日(水)午後1時から2時まで(小倉補聴器)

- 町立病院での相談▷とき=8月4日(木)午後2時から5時まで(九州リオン)▷とき=8月20日(土)午前9時から正午まで(池田補聴器)▷とき=8月23日(火)午後2時から5時まで(九州補聴器センター)
- 問い合わせ 役場福祉人権課福祉高齢者班まで

無料調停相談会

たは町立病院まで

直方調停協会による無料調停相談会が行われます。

料で秘密は厳守されます。

●とき 8月26日(金)午前10時から午後3時まで

●ところ ユメニテイのおがた(直方市大字山部364番地4)

●問い合わせ 直方調停協会☎22局0522番まで

無料法律相談会

司法書士による相続や商業登記や多重債務問題、消費者問題、成年後見などの身近な法律トラブルの無料法律相談が行われます。

●とき 8月27日(土)午前10時から午後3時まで

●ところ 若宮コミュニケーションセンター

●予約 事前の予約が必要です。(但し、定員になり次第締め切ります)

●予約受付時間は、午前10時から午後4時まで

●予約・問い合わせ 福岡県司法書士会筑豊支部☎(0947)442530番まで

交通事故無料相談会

福岡県行政書士会では次のとおり交通事故無料相談会を行います。相談は無料で秘密は固く守られます。

●とき 8月20日(土)午前10時から午後4時まで ※事前予約の必要はありません。直接会場へお越しください

●ところ 福岡県行政書士会館(福岡市博多区東公園2丁目31番)

●相談内容 示談書、損害賠償請求の作成及び保険請求手続など

●問い合わせ 福岡県行政書士会☎(092)6411局2501まで

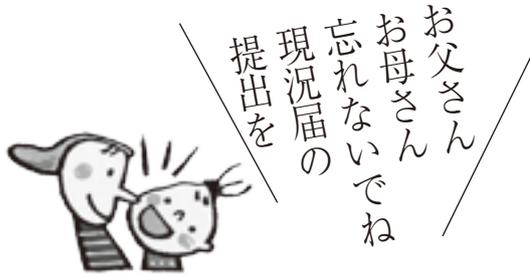
平成23年度行政書士試験

平成23年度行政書士の試験を次のとおり行います。

●とき 11月13日(日)

●ところ 福岡工業大学(福岡市東区和白)

●願書配布期間 ▷郵送配布=8月1日(月)から26日(金)必着▷窓口配布=8月1日(月)から9月2日(金)まで、インターネットによる申し込みは<http://www.gyosei-shiken.or.jp>から



児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届を提出する時期になりました。これは、引き続き受ける資格があるかどうか、年に一度確かめるものです。届け出をしないと、資格があっても8月以降の支払いを受けることができなくなります。

●**現況届の提出** 児童扶養手当▷とき＝8月1日(月)から8月31日(水)まで 特別児童扶養手当▷とき＝8月11日(木)から9月12日(月)まで ▷ところ＝役場福祉人権課児童人権班

児童扶養手当

児童扶養手当は、次のいずれかに該当する児童(18歳になった日から最初の3月31日まで)を養育している母(父)親などに支給されます。

●**支給の対象** ①父母が離婚した②父、母が死亡した③父、母に障がい(年金の障害一級程度)がある④未婚の母の子などを養育している場合(ただし、母子に限り、これらの支給要件に当てはまる場合でも、平成15年4月1日の時点で、手当の支給要件を満たした日からすでに5年が過ぎている場合は、手当を請求できません)

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、20歳未満で、精神や身体に障がいがある児童を扶養している父母などに支給されます。ただし、次のような児童は、支給の対象にはなりません。

●**支給の対象にならない児童** ①障がいにより公的年金を受けることができる児童②児童福祉施設(保育所や母子寮、通園施設を除く)に入所している児童
●**問い合わせ** 役場福祉人権課児童人権班まで

●**とき・内容** ▷とき＝9月7日(水)午後1時から▽テーマ＝日常生活の心得(看護師講演)▷とき＝9月14日(水)午後1時から▽テーマ＝糖尿病について(内科医講演)▷とき＝9月21日(水)正午から▽テーマ＝試食会(低カロリーでポリウムのある食事)▷とき＝9月28日(水)午後1時から▽テーマ＝測定

●**ところ** 町立病院

●**参加料** 無料

●**問い合わせ** 町立病院 まで

障がい児者サロンで楽しい時間を過ごしませんか

障がい者の余暇活動を考えるつぐみの会では、原則偶数月の第1日曜日にサロンを開催しています。楽しい時間を過ごしませんか。

●**とき** 8月7日(日) 午後1時から3時まで

●**ところ** くらじの郷(ふれあい棟)

●**活動内容** ふうせんバレー等のボール遊びやおしゃべり

●**参加費** 保険代、おやつ代として二百円(小学生は百円)

●**問い合わせ** 社会福祉協議会まで

お知らせ

お風呂はお休みです くらじの郷の休館日

くらじの郷の福祉棟(お風呂)と勤労者ふれあい棟(体育館)の8月の休館日は、次のとおりです。

●**休館日** 1日(月)、8日(月)、15日(月)、21日(日)、22日(月) 29日(月)、です

●**問い合わせ** 社会福祉協議会まで

毎月勤労統計調査にご協力ください

厚生労働省と福岡県で

は、労働者の賃金や労働時間などの変化について調査を実施します。調査地区の事業所へは、県知事が任命した調査員がお伺いし、労働者数などをお聞きしますので、ご協力をお願いします。

●**実施期間** 8月から9月まで

●**調査地区** 中山・木月の事業所

●**問い合わせ** 福岡県企画・地域振興部調査統計課 ☎(092)643局3187番まで

農地の利用状況調査にご協力ください

平成21年12月の農地法改正に伴い、農業委員会

では遊休農地(耕作放棄地)の解消に向けて、毎年1回農地の利用状況調査を実施しています。今年度は次のとおり調査を実施します。みなさんのご協力をお願いします。

●**実施期間** 8月1日から12月31日まで

●**調査内容** 遊休農地(耕作放棄地)①耕作の目的とされず、かつ引き続き耕作されないと見込まれる農地 ②農業上の利用程度に著しく劣っていると認められる農地

●**問い合わせ** 役場農業委員会(農政環境課)まで

介護保険証を交付します

9月に65歳を迎える人

(昭和21年9月2日から10月1日までに生まれた人)に介護保険証を次のとおり交付します。将来介護が必要になったときや介護認定の申請のときに必要となりますので大切に保管してください。

●**交付する日** 8月24日(水)から26日(金)の午前8時30分から午後5時15分まで、ただし木曜日は午後7時まで

●**ところ** 役場福祉人権課福祉高齢者班窓口

●**申請に必要なもの** 交付案内の通知はがき、印かん

●**問い合わせ** 役場福祉人権課福祉高齢者班まで

75歳になる前に 後期高齢者医療に加入できます

一定の障がいがある65歳以上74歳以下の人は、申請すると後期高齢者医療制度に加入できます。後期高齢者医療制度の被保険者になるかならないかにより、加入する医療保険、保険料、一部負担割合などが異なります。

●**問い合わせ** 役場保険健康課保険年金班まで

町内の交通事故発生状況



【6月中】		【累計】	
件数	8件(+3)	件数	49件(+2)
死者	0人(±0)	死者	0人(±0)
傷者	11人(+6)	傷者	60人(-8)

- とき 8月10日(水) 午前10時から午後4時まで(受付は午後3時まで)
- ところ ハピネスなかま(中間市通谷)
- 問い合わせ 福岡県交通事故相談所 ☎(092)643局3168番まで

巡回交通事故相談

後期高齢者医療に加入している皆さん入院するときは前もって手続きを

後期高齢者医療制度に加入している人で、世帯員全員が住民税非課税の場合、入院したときの窓口負担額や食事代の負担が軽減される証明書を発行します。この証明書は、申請した月の1日からしか使えませんので、入院が決まったときは前もって手続きをしておいてください。

●申請場所 役場保険健康課保険年金班窓口

●申請に必要なもの 後期高齢者医療制度の保険証、印かん、過去1年間に90日を超える入院があった人は入院期

間が確認できる書類(領収証など)

●問い合わせ 役場保険健康課保険年金班まで

国民健康保険に加入している皆さん入院するときは前もって手続きを

国民健康保険に加入している人で、70歳未満の人は限度額適用認定証を、74歳以下で住民税が非課税となっている世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関の窓口にて提示することで、その医療機関での医療費の窓口負担が自己負担限度額までで済みます。これにより、後で高額療養費の払い戻し申請をする必要はなくなります。こ

のおがた警察署だより

直方警察署管内での犯罪発生状況

【6月中】		【累計】	
刑法犯総数	160件(-9)	刑法犯総数	802件(+25)
車上ねらい	15件(+7)	車上ねらい	73件(+14)
自転車盗難	28件(+21)	自転車盗難	99件(+39)
オートバイ盗	10件(+5)	オートバイ盗	39件(+17)

自転車盗難が増加中!!

直方警察署管内では、自転車、オートバイの盗難が多発しています。駅や駅周辺の駐輪場、ショッピングセンター駐輪場での被害が最も多く、アパート・マンションなど自宅の駐輪場での被害も多くなっています。自転車盗難を防ぐには、防犯登録と2重ロックが基本です。

●鍵は2重に。U字ロック錠やワイヤー錠などでツーロックしましょう

●管理された駐輪場に止めましょう

●必ず防犯登録をしましょう

お住まいの地区の犯罪発生状況は、県警のホームページで、校区别的詳しい犯罪発生状況などがご覧になれます。

直方警察署の最新情報ははこちらから

福岡県警察

<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>
直方警察署 ☎22局0110番まで

の認定証は、次のとおり事前に申請することで交付されます。申請した月の1日から有効となりま

すので、もし入院が決まった場合は、早めに申請してください。また、認定証は国民健康保険税の納め忘れがある場合には交付されませんので、保険税は必ず納期限内に納める

●申請場所 役場保険健康課保険年金班窓口

●申請に必要なもの 国民健康保険証・印かん・住民税非課税世帯の人で、過去1年間に90日を超える入院があった人は、入院期間が確認できる書類(領収証など)

●問い合わせ 役場保険健康課保険年金班まで

●国民健康保険から社会保険へ加入14日以内に必ず届出を

国民健康保険(国保)に加入している世帯の全員、またはその一部の人に異動があった場合、14日以内に役場保険健康課

いろいろばた お話の会



朗読サークルの皆さんが、いろいろのそばで昔話や絵本の読み聞かせをしてくれます。親子で聞きに来てみませんか。

●とき 8月はお休みです(次回は9月10日です)

●ところ 歴史民俗資料館

●問い合わせ 歴史民俗資料館まで

休日の夜間の体調不良は急患センターへ

診療日	診療科目
土曜・日曜・祝日 午後6時から11時まで	小児科 内科
第2、第4日曜 午前9時から午後6時まで	小児科

●問い合わせ 直轄急患センター ☎28局2840番まで

休日在宅医



診療時間は、午前9時から午後5時までです。休日在宅医は、変更になることもありますので、事前に電話でご確認ください。

●8月7日(日) 梅谷医院(本町) ☎42局3377番

●国民健康保険の加入者で70歳を迎えた人(昭和16年8月2日から9月1日までに生まれた人)に国民健康保険の高齢受給者証を次のとおり交付します。

●交付する日 8月26日(金) 午前9時から

●ところ 役場保険健康課保険年金班窓口

●必要なもの 国民健康保険証、印かん

●問い合わせ 役場保険健康課保険年金班まで

●国民健康保険の加入者で70歳を迎えた人(昭和16年8月2日から9月1日までに生まれた人)に国民健康保険の高齢受給者証を次のとおり交付します。

●交付する日 8月26日(金) 午前9時から

●ところ 役場保険健康課保険年金班窓口

●必要なもの 国民健康保険証、印かん

●問い合わせ 役場保険健康課保険年金班まで

ひとり親医療証の更新手続きが 始まります

現在使用しているひとり親家庭等医療証の有効期限が近づいています。引き続き使用するためには、次のとおり更新手続きが必要で

- 有効期限 9月30日(金)
- 更新期間 8月8日(月)から8月19日(金) 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日は除きます)ただし、木曜日は午後7時まで
- ところ 役場保険健康課 保険年金班
- 必要なもの 現在使用している医療証、健康保険証、戸籍謄本、印かん
- 問い合わせ 役場保険健康課 保険年金班まで

乳幼児医療証の更新手続きが始まります

現在使用している乳幼児医療証の有効期限が平成23年9月30日までとなっている人は次のとおり更新手続きが必要です。

- 有効期限 9月30日(金)
- 更新期間 8月8日(月)から8月19日(金) 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日は

除きます)ただし、木曜日は午後7時まで

- ところ 役場保険健康課 保険年金班
- 必要なもの 現在使用している医療証、健康保険証、印かん
- 問い合わせ 役場保険健康課 保険年金班まで

口座振替をご利用のみなさんへ

8月から再振替が 廃止になります

現在、町税や町営住宅の家賃、保育料及び水道料金等の口座振替は、毎月25日に指定の口座から引き落としを行い、残高不足などで引き落としができなかった場合は、翌月の下旬に再度指定の口座から引き落としを行っていましたが、経費削減を図るため8月25日の口座振替分から再振替を廃止します。8月25日以降、残高不足などで口座振替による引き落としができ

- 再振替廃止時期 8月25日から

給水装置の指定工事 事業者の社名変更

次の指定業者の社名が変わりました。(水道管の新設や増設など給水装置の工事は町が指定した工事業業者しかできません)。

- 新社名 大下住設工業株式会社(旧社名住設工業OSHITA)
- ▽住所 北九州市八幡西区香月中央5丁目4番12号
- ▽電話 (093)617局6048番
- 問い合わせ 役場上下水道課 水道班まで

人権子ども会 夏休み学習会

町人権子ども会では、夏休み学習会を次のとおり行います。

- 対象者 町内の小学生
- 場所・時間 舟川隣保館 7月25日から8月29日の毎週月曜日の午前10時から正午まで(全5回、8月17日は除く)
- ▽八尋集会所 7月27日から8月31日の毎週水曜日の午前10時から正午まで(全5回、8

- 月15日は除く
- 持ってくるもの 筆記用具、宿題、水筒
- 問い合わせ 詳しくは教育課社会教育班まで (0120)986局104番まで

古い電話帳の回収 紙資源リサイクルに ご協力を

環境保護の立場から古い電話帳の回収を行っています。新しい電話帳を8月1日よりお届けします。その際に、古い電話帳を配達員にお渡しください。ご不在などで渡せなかった場合は、資源回収等へ出して処分して頂くか、タウンページセンターまでご連絡ください。後日回収にお伺いします。みなさんの紙資源のリサイクルにご協力をお願いします。

- 問い合わせ タウンページセンター (0120)506局309番まで

九州電力からの お知らせ

台風による停電時には電話がつながりにくくなる場合があります。停電情報は九州電力のホームページ <http://www.kyuden.co.jp> から確認できます。また、携帯電話への停電情報のメール配信



サービスなどもご利用いただけます。詳しくはホームページをご覧ください。

- 問い合わせ 九州電力 (0120)986局104番まで

網で受け継がれた三百六十年の伝統 永谷万年願盆綱

- とき 8月14日(日) 15時30分から18時50分まで
- ところ 真教寺下永谷街道

永谷万年願盆綱実行委員会では、綱の引き出しに力を貸してくれ、若者を探しています。故郷鞍手町の伝統を守るため、皆さんの力を貸してください。

求む。綱引人

悠人(永谷区長)さん(42歳)までご連絡ください。



- ▽宅島晴之様 新北(堀川節男)
- ▽毛利恭子様 古門北区(喬)
- ▽高木顕正様 新北(興明)
- ▽栗田泰臣様 立林(温子)
- 町立病院へ(香典返し)
 - ▽石田征子様 新北(覚)
 - ▽高木好喜様 南区(トシ子)
 - ▽高木顕正様 新北(興明)
 - ▽栗田泰臣様 立林(温子)
 - ▽古野利雄様 今村(カシ)
 - ▽白石世紀子様 山ヶ崎(国広)